

保障開始日→(平成31年1月1日)・第1回掛金控除日▶(平成30年12月給与・賞与)

29,000名を超える(平成30年5月1日現在)組合員の皆様をご加入されている「共済生活保険」の新規・更新募集のお知らせです。

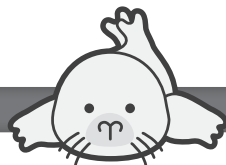
下記の日程で制度推進員が各所属にお伺いさせていただきますので、ぜひこの機会にご加入をご検討ください。

平成30年5月29日(火)～8月3日(金)^{※1}(予定)●制度推進期間^{※2}

制度推進員が各所属へ申込書・ご案内用紙等を持ってお伺いいたします。(新規ご加入申込希望の方は、制度推進員へお申し出ください。詳しいご説明をお聞きいただき、お手続きをお願いいたします。)

※1 各所属の推進日・推進方法については、所属ごとに異なります。日程等については、各所属所担当課へお問い合わせください。

※2 『共済だより』4月号にてお知らせいたしました。個人情報提供停止申出者以外の組合員の方は、本年度も申込書およびご案内用紙は氏名等を打出してご提供させていただきます。



8月3日(金)申込締切日 ~保険料等の詳細は、「制度概要チラシ」およびパンフレットにてご確認ください~

重要

平成31年1月より、7Lプラン・7Lプランサポートの保険料率が全年齢層で改定されます。この機会にコース見直し、新規でのご加入をご検討ください。

M・F・Eプラン

(拠出型企業年金保険)

M・F・Eプランは、将来の安定した生活に備えて積立を行い、保険料払込完了後に年金または一時金として年金を受け取っていただく保険です。



① 加入資格

加入日(毎年1月1日)に満15歳以上63歳未満の組合員で、申込日現在、健康で正常に就業している方で保険料払込完了年齢(65歳)まで2年以上ある方となります。

② 掛金

前払い制となっており、月払および賞与払、一時払(積増)があります。初回掛金の控除は、平成30年12月からとなります。積立開始は、平成31年1月1日からとなります。

7Lプラン

(新・団体定期保険)

現職中に万一のことがあった場合に、遺族厚生年金の補完として毎月年金をお支払いします。



① 加入資格

本人…埼玉県市町村職員共済組合の組合員本人で申込書記載の告知内容に該当し、平成31年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方。

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、平成31年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方。

子ども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、平成31年1月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方。

告知内容	本人	【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
	配偶者・子ども	【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
	本人・配偶者・子ども共通	【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

② 保険料

前払い制となっており、月払および賞与払があります。初回掛金の控除は、平成30年12月からとなります。配偶者・子どもの保険料は組合員本人の保険料と合わせて控除されます。

③ 責任開始

新規加入の場合は、平成31年1月1日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となります。

別表

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

7Lプランサポート

(年金払特約付新・団体定期保険)

現職中に万一のことがあった場合に、7Lプランの給付に加え、7Lプランサポートから一時金もしくは年金形式で給付を行い、ご自身やご遺族を支えていく制度です。



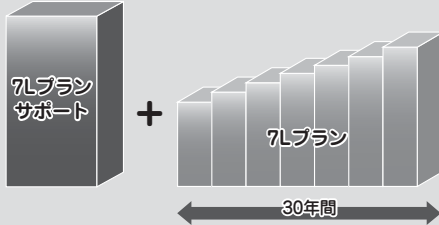
万一(死亡・高度障害)のことがあった場合に、組合員本人やご遺族のために生活費として生活復興資金や生活維持資金等が必要となります。「7Lプランサポート」にご加入いただくことにより、以下のような給付を受けることができます。

7Lプランと合わせて給付を行います。(受取パターンが拡大)

一時金型

生活復興資金の確保が可能になりました!!

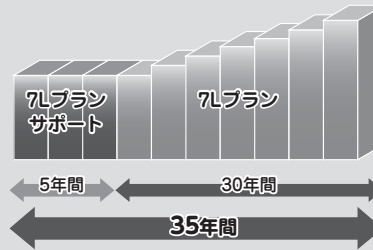
(例) 7Lプラン



給付期間延長型

最長35年間の受取が可能になりました!!

(例) 7Lプラン



【ご退職後の取り扱いについて】

- ご退職後も同じ保障内容で80歳まで続けられます。
- ご退職後も保険料は月払いのまま続けられます。
- 団体扱いのため、配当金還付の対象の制度です。

① 加入資格

本人…7Lプランに加入している埼玉県市町村職員共済組合の組合員本人で申込書記載の告知内容に該当し、平成31年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満80歳6ヵ月までの方)。
配偶者…本人の配偶者(7Lプランに加入している配偶者)で申込書記載の告知内容に該当し、平成31年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満80歳6ヵ月までの方)。

告知内容	本人	【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
	配偶者	【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注) ①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
	本人・配偶者共通	【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

② 保険料

前払い制の月払になります。初回掛金の控除は、平成30年12月からとなります。配偶者の保険料は組合員本人の保険料と合わせて控除されます。

③ 責任開始

新規加入の場合は、平成31年1月1日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となります。

別表

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃がけいよう、十二指腸がけいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

医療費支援制度

家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付
無配当団体医療保険[生命保険]

加入対象者/本人・配偶者・子ども

制度の特長

- 病気・ケガでの1日以上入院から保障します。
(1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回)
- 入院を伴わない手術(診療報酬点数合計2,000点以上)や入院を伴わない放射線治療を保障します。
- 先進医療の技術に係る費用と同額を保障します。(通算2,000万円まで)
※対象となる先進医療については、パンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。

給付イメージ

■支援給付金額2.5万円の場合 入院・治療の種類に応じた給付を行います。

		支払事由	給付イメージ	通算限度	
基本	治療支援 給付特約 〔支援給付金額 2.5万円の場合〕	入院支援 給付金	1日以上 入院をしたとき 1入院につき5回を限度 2.5万円 2.5万円 2.5万円 2.5万円 2.5万円 入院1日目 31日目 61日目 91日目 121日目	36回	
		外来手術 給付金	入院を伴わない 手術を受けたとき 2.5万円	60日の間に1回を限度	無制限
		外来放射線 治療給付金	入院を伴わない 放射線治療を 受けたとき 2.5万円	60日の間に1回を限度	無制限
先進医療 給付特約	先進医療 給付金	先進医療 による療養を 受けたとき	先進医療の技術に係る 費用と同額	2,000万円	

※先進医療給付金は、入院を伴わない場合も支払事由に該当します。

※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

本人…埼玉県市町村職員共済組合の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、平成31年1月1日現在満14歳6ヵ月を超え、満69歳6ヵ月までの方。
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、平成31年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満69歳6ヵ月までの方。
子ども…本人の子どもで申込書記載の告知内容に該当し、平成31年1月1日現在満25歳6ヵ月までの方。

告知内容	本人	配偶者・ 子ども	本人・ 配偶者・ 子ども共通
1 加入資格	【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで退職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。	【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。	【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
2 保険料	【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。		

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、給付金をお支払いできない場合があります。

前払い制となっており、毎月の給与から控除します。初回掛金の控除は、平成30年12月からとなります。配偶者・子どもの保険料は組合員本人の保険料と合わせて控除されます。

平成31年1月1日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となります。

入院援助金

(家族特約付医療保障保険(団体型))

病気やけがにより入院した場合に支給します。



※入院援助金に加入の際は、7Lプランの加入が条件です。

入院
援助金



入院援助金 入院給付金日額 × (入院日数 - 4日)

継続した入院5日目から124日目まで

入院給付金日額

●3,000円 ●5,000円
●10,000円
(3コースから選択)

本人…7Lプランに加入している埼玉県市町村職員共済組合の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、平成31年1月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方。
 配偶者…本人の配偶者(7Lプランに加入している配偶者)で申込書記載の告知内容に該当し、平成31年1月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方。
 こども…本人のこども(7Lプランに加入しているこども)で申込書記載の告知内容に該当し、平成31年1月1日現在満2歳6か月を超え、満22歳6か月までの方。

1 加入資格

告知内容	本人	【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
	配偶者・こども	【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
	本人・配偶者・こども共通	【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります

2 保険料

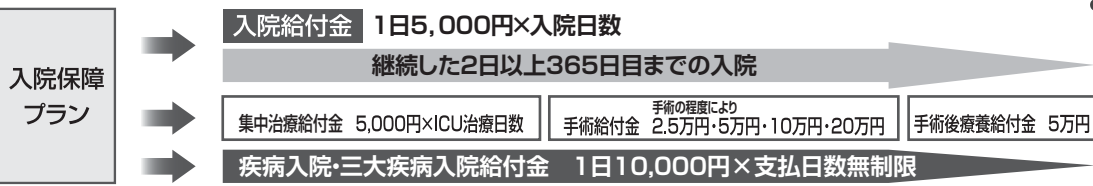
前払い制となっており、毎月の給与から控除します。初回掛金の控除は、平成30年12月からとなります。配偶者・こどもの保険料は組合員本人の保険料と合わせて控除されます。

3 責任開始

新規加入の場合は、平成31年1月1日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となります。

入院保障プラン(代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険)

病気やけがにより入院した場合等に支給します。



本人…埼玉県市町村職員共済組合の組合員本人で申込書記載の告知内容に該当し、平成31年1月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方。
 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、平成31年1月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方。ただし、配偶者のみの加入はできません。

1 加入資格

告知内容	本人	【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
	配偶者	【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
	本人・配偶者共通	【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。

※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

② 保険料	前払い制となっており、毎月の給与から控除します。初回掛金の控除は、平成30年12月からとなります。配偶者の保険料は組合員本人の保険料と合わせて控除されます。
③ 責任開始	新規加入の場合は、平成31年1月1日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となります。

重病克服支援制度

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(II型))

所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたとき、一時金として支給。特約を付加することで、7大疾病に対する治療費として7大疾病保険金を、上皮内新生物と診断確定された場合には、がん・上皮内新生物保険金を支給。



悪性新生物(がん) **急性心筋梗塞** **脳卒中** **一時金** **200万円** **300万円** **400万円** **500万円** (4コースから選択)をお支払いいたします。

※死亡・高度障害時には、死亡・高度障害保険金として加入コースに応じてお支払いいたします。ただし、特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。
※リビング・ニーズ特約…余命6ヵ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

本人…埼玉県市町村職員共済組合の組合員本人で申込書記載の告知内容に該当し、平成31年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方。
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、平成31年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方。ただし、配偶者のみの加入はできません。

① 加入資格

告知内容	本人	【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
	配偶者	【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
	本人・配偶者共通	【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 【過去5年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上以上の入院をしたことはありません。

※本人について定められた特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金、死亡保険金または高度障害保険金がお支払された場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
 ※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。
 ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。
 ※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。
 ※過去に7大疾病保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても7大疾病保障特約の再度付加はできません。
 ※加入日(*)よりも前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合には、加入日(*)以降に新たに「悪性新生物(がん)」と診断確定されても、特定疾病保険金(7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約が付加されている場合は、その保険金を含む)のお支払いの対象になりません。
 (*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

② 保険料	前払い制となっており、毎月の給与から控除します。初回掛金の控除は、平成30年12月からとなります。配偶者の保険料は組合員本人の保険料と合わせて控除されます。
③ 責任開始	新規加入の場合は、平成31年1月1日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となります。

別表

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃がいがいよう、十二指腸がいがいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

がん・上皮内新生物保障特約について

当特約を新規付加するまたは当特約が付加された主契約保険金を増額する場合は、上記の告知に併せて、以下の【現在までの健康状態】をご確認ください。

現在までの健康状態

申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。

退職後継続保障制度

(リビング・ニース特約付集団扱
無配当定期保険(II型))

死亡・高度障害時に保険金を支給します。退職後も保険年齢70歳まで同じ保険料率で継続できます。



死 亡

高度障害

一時金

200万円

300万円

400万円

500万円

(4コースから選択)をお支払いいたします。

※リビング・ニース特約…余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができません。

1 加入資格

本人…埼玉県市町村職員共済組合の組合員本人で申込書記載の告知内容に該当し、平成31年1月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方。

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、平成31年1月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方。ただし、配偶者のみの加入はできません。

告知内容	本人	【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
	配偶者	【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注) ①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
	本人・配偶者共通	【過去12か月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12か月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

2 保険料

前払い制となっており、毎月の給与から控除します。初回掛金の控除は、平成30年12月からとなります。配偶者の保険料は組合員本人の保険料と合わせて控除されます。

3 責任開始

新規加入の場合は、平成31年1月1日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となります。

別 表

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

傷害補償制度

天災補償特約付賠償責任補償特約付普通傷害保険
[損害保険]

加入対象者／本人・配偶者・子ども

制度の特長

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・通院・手術をした場合、保険金をお支払いします。
- 日常生活における賠償事故のリスクについても補償します。



給付事例

急激かつ偶然な外来の事故が対象となり、こんな時に補償されます！



① 加入資格

本人…埼玉県市町村職員共済組合の組合員で、平成31年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え満65歳6ヵ月までの方
配偶者…本人の配偶者で、平成31年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え満65歳6ヵ月までの方
子ども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します)で、平成31年1月1日現在満22歳6ヵ月までの方

告知内容

なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

※本人が脱退した場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。

② 保険料

前払い制となっており、毎月の給与から控除します。初回掛金の控除は、平成30年12月からとなります。

③ 効力発効

平成31年1月1日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となります。効力発効日前に事故が生じた場合については、給付対象となりません。

長期療養収入補償制度

病気やケガにより免責期間90日を超えて就業障害が継続した場合、5年または60歳を限度に保険金をお支払いします。



就業障害発生

長期療養収入補償制度より

月額最高 **15万円** | **10万円** | **5万円** を
54歳までの方は **5年** または **最長60歳まで** 給付
55歳～64歳までの方は **3年が限度**

所定の就業障害が続く限り5年または60歳を限度に補償します。55歳～64歳の方は3年が限度。所定の精神障害による就業障害の場合、54歳までの方は5年、55歳～64歳の方は3年が限度です。

免責期間
90日

補償対象期間

保険金支払開始



<p>本人…埼玉県市町村職員共済組合の組合員本人で、申込書記載の告知内容に該当し、平成31年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、64歳6ヵ月までの方</p>	
<p>1 加入資格</p>	<p>告知内容</p> <p>【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業の制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p>
	<p>【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</p>
	<p>【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。</p>
<p>2 保険料</p>	<p>前払い制となっており、毎月の給与から控除します。初回掛け金の控除は、平成30年12月からとなります。</p>
<p>3 効力発効</p>	<p>新規加入の場合は、平成31年1月1日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となります。効力発効日前に被った傷害または発病した疾病により就業障害が生じた場合については、給付対象とはなりません。</p>

訴訟費用保険 業務上の行為に起因する訴訟がなされた場合、組合員の皆様が負担される訴訟費用と法律上の損害賠償金(不当利得返還金を除きます)について保険金をお支払いします。また、日常生活上での賠償責任も補償いたします。

公務員賠償責任(損害賠償金保険金)	5,000万円	個人賠償責任(賠償責任保険金)	5,000万円	公務員賠償責任(訴訟費用保険金)	500万円
不慮の事故による死亡保険金	50万円	後遺障害保険金(程度により)	2~50万円		

<p>埼玉県市町村職員共済組合の組合員本人で、平成31年1月1日現在満14歳6ヵ月を超え満65歳6ヵ月までの方です</p>	
<p>1 加入資格</p>	<p>告知内容</p> <p>なお、市町村長、市町村議会の議長、議員の方および地方公務員でない方は、ご加入いただけません。また、以下の職業または職務に該当する方も、ご加入いただけません。</p> <p>オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業</p>
	<p>2 保険料</p> <p>前払い制となっており、毎月の給与から控除します。初回掛金の控除は、平成30年12月からとなります。</p>
<p>3 効力発効</p>	<p>新規加入の場合は、平成31年1月1日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となります。効力発効日前に事故が生じた場合については、給付対象とはなりません。ただし、保険期間開始前でも有効日(平成21年1月1日)以降に行われた行為に起因して保険期間中(平成31年1月1日~平成31年12月31日)になされた訴訟の場合は保険金支払いの対象となります。(公務員賠償責任部分のみ)</p>

7Lプラン制度改定のご案内

<p>お知らせ 平成31年1月1日より</p>	<p>リニューアル①</p> <p>保険料率の改定により、7Lプラン・7Lプランサポートは全年齢層で保険料が引き下がります。</p>	<p>リニューアル②</p> <p>7Lプランのコースが増設されます!</p> 	<p>リニューアル③</p> <p>7Lプランが退職後団体扱継続できるようになります!</p> 
------------------------------------	---	---	--

お問い合わせ先 共済組合・福祉課 ☎048-822-3305 | 引受保険会社フリーダイヤル ☎0120-355-521 | ◆平成30年5月21日(月)~平成31年3月29日(金) 9:00~17:00 土日祝日除く